

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費

【令和4年度決算】

消費税増税に伴い、引上げられた地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)及び、その他の社会保障施策に要する経費については次のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 152,665 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,955,822 千円

(単位: 千円)

	事業名	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国庫 支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業費	37,047			35	2,443	34,569
	高齢者福祉事業費	148,593		2,569	11,913	10,381	123,730
	障害者福祉事業	502,786	221,290	133,380		43,967	104,149
	児童福祉事業費	462,990	147,153	70,387	23,489	28,243	193,718
	小計	1,151,416	368,443	206,336	35,437	85,034	456,166
社会保険	介護保険事業繰出金	316,389	14,084	7,042		27,480	267,783
	国民健康保険事業繰出金	115,856	13,880	49,385		10,076	42,515
	後期高齢者医療保険繰出金	272,069		39,690		23,816	208,563
	小計	704,314	27,964	96,117		61,372	518,861
保健衛生	予防事業	10,782	764			916	9,102
	保健衛生事業	59,047		423	37	3,206	55,381
	診療所事業費	13,996				916	13,080
	母子衛生事業費	16,267	1,953	360		1,221	12,733
	小計	100,092	2,717	783	37	6,259	90,296
合計	1,955,822	399,124	303,236	35,474	152,665	1,065,323	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。